業務委託契約書

　◯◯◯◯（以下「甲」という）と自社名（以下「乙」という）とは、次のとおり業務委託（以下「本件業務」という）を締結する。

第１条（業務内容）

　　　甲が乙に委託する本件業務の内容は、次の各号のとおりである。

1. ◯◯◯◯◯
2. ◯◯◯◯◯

　　　なお、本契約は、その性質上、甲の売上高の上昇などを保証するものではない。

第２条（善管注意義務）

　乙は、本件業務を甲の指示に従い、善良な管理者の注意を持って行い、甲の信用を傷つける行為その他不信用な行為を一切行わない。

第３条（業務の対価）

1. 甲は、乙に対し、毎月月末（月末が休日のときは直前の銀行営業日）までに、当月分の業務の対価として金◯◯万円（消費税別）を乙に支払う。但し、本件業務上限時間は毎月◯時間とする。
2. 前項の定めにかかわらず、本件業務内容に変更があった場合には、乙は再見積を行い甲に対し定めた金額の変更を請求することができる。

第４条（実費の負担）

乙が本件業務遂行のために、交通費（出張費・宿泊費などを含む）、資料収集および調査活動に要した費用、通信費など甲が認める範囲で乙に対し実費としてこれを支払うものとする。詳細は、別途甲乙で協議して定めるものとする。

第５条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本件業務遂行などに関連して知り得た相互の技術上または営業上その他業務上の情報（以下「秘密情報」という）を機密として扱うものとし、事前の書面による相手方の承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。
2. 秘密保持義務を負うことなく、既に保有している情報
3. 本契約に違反することなく、かつ公知となった情報
4. 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
5. 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、当該秘密情報を第三者に開示する場合は、自薦に相手方からの書面による承諾を受けなければならない。但し法令の定めに基づきまたは権限ある官公署から開示要求があった場合はこの限りではない。
7. 本状の規定の効力は、本契約終了後も存続する。

第６条（契約期間）

　　　本件業務の契約期間は、平成◯◯年◯月◯日から平成◯◯年◯月◯◯日までとする。

第７条（解約の申し出）

　甲および乙は、第６条に定める契約期間が満了する前であっても、１ヶ月以上前までに書面で申し出ることにより、本契約を解除することができる。

第８条（契約の解除）

甲または乙のいずれか一方において、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、相手方に何ら通告することなく、直ちに本契約を解除することができる。

1. 重大な過失または背信行為があったとき。
2. 支払いの停止があったとき、または仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始等の手続の申立てがなされたとき。
3. 手形交換所からの取引停止処分を受けたとき。
4. 公租公課の滞納処分を受けたとき。
5. その他前各号に準ずる本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合。

第９条（契約上の地位・権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なしに、本契約に基づく一切の権利・義務を、第三者に譲渡してはならない。

第１０条（協議）

本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを定めるものとする。

第１１条（紛争解決）

本契約に規定なき事項または契約上の疑義については、甲乙間で誠意を持って協議決定ないしは解決するものとする。万が一協議の整わざる場合は、◯◯地方裁判所をもって、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

　本契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自１通を保有する。

平成◯◯年◯月◯日

甲：住　　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会 社 名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名：

乙：住　　所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会 社 名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名：